

別紙2-2

① 報酬算定に伴う前年度平均利用者数算定シート(その1)【生活介護, 施設入所支援, 療養介護】

I 生活介護の人員配置体制加算(障害支援区分が区分3以上である者, 年齢が50歳以上の場合は, 区分2以上である者 (施設入所支援施設における重度障害者支援加算で生活介護を受ける場合を含む。))	
II 施設入所支援の夜勤職員配置体制加算(障害支援区分が区分4以上である者(年齢が50歳以上の場合は, 区分3以上である者))	
III 療養介護の基本報酬算定	

サービスの種類		前年度の平均利用者数(その1)	
事業所名		前年度の平均利用者数(その2)	#VALUE!
定員		前年度の利用者数合計(その1+その2)	#VALUE!
入力者名			

		サービス提供単位ごとの月別の利用日数(本体報酬を算定した日数)													延べ利用者数	備考
利用者	受給者番号	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
区分6	1														0	
	2														0	
	3														0	
	4														0	
	5														0	
	6														0	
	7														0	
	8														0	
	9														0	
	10														0	
小計														0		
区分5	1														0	
	2														0	
	3														0	
	4														0	
	5														0	
	6														0	
	7														0	
	8														0	
	9														0	
	10														0	
小計														0		
区分4	1														0	
	2														0	
	3														0	
	4														0	
	5														0	
	6														0	
	7														0	
	8														0	
	9														0	
	10														0	
小計														0		
区分3	1														0	
	2														0	
	3														0	
	4														0	
	5														0	
	6														0	
	7														0	
	8														0	
	9														0	
	10														0	
小計														0		
区分2	1														0	
	2														0	
	3														0	
	4														0	
	5														0	
小計														0		
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
月別開所日数														0		
平均利用者数																

② 報酬算定に伴う前年度平均利用者数算定シート【施設入所支援のみ】(その2)

Ⅱ 施設入所支援の夜勤職員配置体制加算(前年度の利用者数に2/3を乗じる場合)															
A	自立訓練、就労移行支援を受け、かつ、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者														
	地域における障害福祉体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な者														
	C 特定旧法指定施設に入所した者(特定旧法受給者及び平成18年10月以降に新たに入所した者)のうち、指定生活介護を受ける者であって、区分3(50歳以上の者)にあつては、区分2)以下に該当する者														
	D 特定旧法指定施設に入所した者(特定旧法受給者及び平成18年10月以降に新たに入所した者)のうち、区分1から区分6までのいずれにも該当しない者														
	E 特定旧法指定施設に入所した者(特定旧法受給者及び平成18年10月以降に新たに入所した者)のうち、自立訓練棟、指定就労継続支援A型若しくは指定就労継続支援B型等を受ける者														
事業所名				定員				平均利用者数				平均利用者数 × 2/3 =			#VALUE!
入力者名															
サービス提供単位ごとの月別の利用日数(本体報酬を算定した日数)															
利用者	受給者番号	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	延べ利	備考
A	1													0	
	2													0	
	3													0	
	4													0	
	5													0	
	6													0	
	7													0	
	8													0	
	9													0	
	10													0	
小計														0	
B	1													0	
	2													0	
	3													0	
	4													0	
	5													0	
	6													0	
	7													0	
	8													0	
	9													0	
	10													0	
小計														0	
C	1													0	
	2													0	
	3													0	
	4													0	
	5													0	
	6													0	
	7													0	
	8													0	
	9													0	
	10													0	
小計														0	
D	1													0	
	2													0	
	3													0	
	4													0	
	5													0	
	6													0	
	7													0	
	8													0	
	9													0	
	10													0	
小計														0	
E	1													0	
	2													0	
	3													0	
	4													0	
	5													0	
小計														0	
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
月別開所日数														0	
平均利用者数															□

注)

①生活介護の人員配置体制加算を算定する場合について、厚生労働大臣が定める施設基準に基づき「前年度の利用者」の対象者には、障害支援区分が区分3以上である者(年齢が50歳以上の場合は、区分2以上である者)のみを入力してください

②施設入所支援の夜勤職員配置体制加算を算定する場合について、厚生労働大臣が定める施設基準に基づき「前年度の利用者」の対象者には、障害支援区分が区分4以上である者(年齢が50歳以上の場合は、区分3以上である者)、介護給付費等単位数表第10の1の注1の(2)(自立訓練、就労移行支援を受け、かつ、入所させながら訓練等を実施することが必要と認められる者又は地域における障害福祉体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な者)又は(3)(特定旧法施設に入所した者(特定旧法受給者及び平成18年10月以降に新たに入所した者)のうち、指定生活介護を受けるものであって、区分3(50歳以上の者)にあつては、区分2)以下に該当する者若しくは区分1から区分6までのいずれにも該当しない者又は指定自立訓練棟、指定就労継続支援A型若しくは指定就労継続支援B型等を受ける者)が含まれるが、平均利用者数を算定する場合は、(2)又は(3)に該当するにあつては当該利用者数に2/3を乗じて得た数となります。

③前年度における事業実績が6月以上である場合入力してください。(6月未満の場合は、定員の90%を利用者数とする。)

④新設、増改築等の場合、前年度における事業実績が6月以上1年未満である場合は直近の6月(10月～3月)までの平均利用者数となります。

⑤特定旧法指定施設が指定障害福祉サービス事業者等へ転換した場合、上記③、④に関わらず指定申請の日の前日から概ね過去1月間の特定旧法指定施設等としての実績による平均利用者数となります。

⑥平成21年4月から前年度利用者の平均障害支援区分及び重度障害者割合に基づく報酬単価が廃止され、利用者個人の障害支援区分に基づく報酬単価へ改訂されたところですが、生活介護及び指定障害者支援施設で昼間実施サービス(生活介護)を行う場合、指定基準における従業者の人員配置については、なお平均障害支援区分に応じて常勤換算方法により必要数を配置する必要があることから、指定障害福祉サービス基準及び指定障害者支援施設基準の人員配置基準を下回る場合(短期入所<空床・併設>は、本体施設として必要とされる数以上)は職員欠如減算(正規報酬額の70%)の対象となります。ついては、加算の対象とならない事業所においては、人員欠如の未然防止を図るようご注意ください。なお、平均障害支援区分の算定にあたっては、別途、お示している算定シートをご利用ください。

⑦療養介護の利用者割合と該当サービス費

イ	常勤換算方法による生活支援員の員数が前年度の平均利用者の数を2で割った数以上で利用者数の50%以上が区分6	該当サービス費 I
ロ	常勤換算方法による生活支援員の員数が前年度の平均利用者の数を3で割った数以上	該当サービス費 II
ハ	常勤換算方法による生活支援員の員数が前年度の平均利用者の数を4で割った数以上	該当サービス費 III
ニ	常勤換算方法による生活支援員の員数が前年度の平均利用者の数を6で割った数以上	該当サービス費 IV
	(平成24年3月31日までの経過措置)	
ホ	療養介護の対象者に該当しない特定旧法受給者等を6で割った数以上	該当サービス費 VI

※利用者数が多いため、ワークシートの行数を増やして入力したい場合は、適宜、行を挿入(延べ利用者数の式のコピーを忘れないこと)して利用していただくか若しくはワークシートを補正致しますので県障害福祉課へご連絡ください。